令和７年１１月１０日
近検協第０７−０５５号

報告会社　御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会

令和７年１０月分　受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、１０月度の受付台数は　１４，９７１台で前年同月比　９４％です。
つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

１．昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領の配布について（再掲載）

令和７年８月月報にてご案内させていただきました「昇降機等定期検査実務要綱・昇降機定期検査報告書作成要領」の配布については在庫に若干の余裕がありますので、ご要望の報告会社様は添付の別紙１「実務要綱・作成要領 申請書」をメールまたはＦＡＸでご連絡いただきますようお願いします。

尚、勝手ながら申請数が在庫数に達した場合は締め切らせていただきます。また送料については着払いとさせていただきますので了承願います。

２．エスカレーター、5(1)交差部固定保護板及び5(5)交差部可動警告板の判定について（補足）

昇降機定期検査業務基準書２０２５年版の発刊に伴い、交差部固定保護板の義務化以前に設置されたエスカレーターの交差部に可動式保護板のみが設置されている場合は交差部固定保護板として検査を行って下さいとの解説が記載されたため、令和７年５月月報にて記入例をお知らせしておりましたが、今回【記入例】に一部追記を致しましたので確認をお願いします。

・５月月報【記入例】

現行の検査		令和７年７月１日以降の検査
５（１）交差部固定保護板：抹消	➡	５（１）交差部固定保護板：要是正（既存不適格）
５（５）交差部可動警告板：指摘なし	➡	５（５）交差部可動警告板：抹消

また、判定変更については特記事項欄外への変更文は記入不要です。

・今回月報【追記】

令和７年６月３０日以前の検査		令和７年７月１日以降の検査
５（１）交差部固定保護板：抹消又は 追記 要是正（既存不適格）	➡	５（１）交差部固定保護板：要是正（既存不適格）
５（５）交差部可動警告板：指摘なし		５（５）交差部可動警告板：抹消

検査５（１）交差部固定保護板において、抹消又は要是正（既存不適格）で判定しているものについては、令和７年７月１日以降の検査では、５（１）交差部固定保護板：要是正（既存不適格）と判定して下さい。尚、交差部可動警告板にひび割れや破損がある場合は、「５（１）交差部固定保護板」の検査項目において「要是正」と判定して下さい。同様に特記事項欄外への変更文は記入不要です。また、提出される際は検査結果表の判定について再確認をお願いします。

３．【情報連絡】「建築基準法施行令の一部を改正する政令等の施行」について

令和 7 年 9 月 3 日、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年 9 月 3 日政令第 310 号）が公布され、同年 11 月 1 日に施行されました。また、令和 7 年 10 月 31 日に政令に関する技術的助言（国住指第 322 号）が国土交通省より発出されています。技術的助言の詳細については省略しますが、この政令により、建築基準法の規制対象となるエレベーター及び小荷物専用昇降機の範囲について見直し（令第 129 条の 3 関係）が行われ、労働安全衛生法で規制を受けている事業場（※）に設置される簡易リフト（小荷物専用昇降機を含む）については、建築基準法におけるエレベーター、小荷物専用昇降機としての規制の対象外となり、建築基準法上の確認申請や定期検査報告義務の対象外となりました。

（※）労働安全基準法別表第一　第一号～第五号の事業所

別表第一
一　物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
二　鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
三　土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
四　道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
五　ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業

協議会としてはこの内容を踏まえ、今後の対応を下記の様に進めて参りたく考えております。
・建築基準法上の対象外となる物件については、除外申請書の提出。
・除外申請書にエビデンス（以下(1)～(3)）を添付。（全てではなく入手可能なものを添付）

(1) 労働基準監督署に提出されている簡易リフト設置報告書の写し。
(2) 同設置現場において実施されている既設エレベーターの性能検査証（様式第 28 号（第 143 条関係））の写しを添付及び、申請書の除外理由欄に、下記①～③を記載。
①かごの寸法（面積、高さ）
②事業の種類（労働基準法別表第一のどれに当たるか）
③労働安全衛生法上の簡易リフトに該当するため･･･などを記載

(1) (2) での書類が無い場合、(3) を添付

(3) 別添資料の「簡易リフト自己申告書」

上記今後の対応については、現時点で暫定的であり変更する可能性があります。
最終連絡については、次月以降の月報で連絡させていただきたくご承知おき願います。

（国住指第322号）技術的助言については下記参照下さい。
https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001967213.pdf

現在定期検査対象となっているエレベーター、小荷物専用昇降機は建築基準法同等の定期検査報告が必要な場合もございますので、不明な場合は所轄の労働基準監督署へ相談願いますようお願いいたします。

４．最終受付日と年末年始について

令和７年の最終受付日は、１２月２４日（水）とさせていただきます。
また、令和７年１２月２５日（木）～ 令和８年１月４日（日）までに到着した検査報告書につきましては、令和８年１月５日（月）の受付となります。
尚、年末年始については、年末が２６日（金）１２時まで、年始は５日（月）からの業務とさせていただきますので、よろしくお願い致します。

以上